



豊監公表第3号

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づき令和3年（2021年）9月24日から同年12月23日までに実施した定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年（2022年）2月21日

豊中市監査委員	岸	本	康	孝
同	相	間	佐	基子
同	大	田	康	治
同	神	原	宏	一郎

令和3年度（2021年度）
定期監査結果報告書
（10月、11月、12月実施分）

豊中市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の期間	1
3	監査の対象部局	1
4	監査の着眼点	2
5	監査の実施内容	2
6	監査の結果	2
	(1) 総務部	3
	(2) 健康医療部	4
	(3) 人権政策課	6
	(4) 公益財団法人とよなか国際交流協会【財政援助団体】	8
	(5) 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団【財政援助団体】	9
	(6) 財務部	10
	(7) 教育委員会	12
	(8) 教育委員会(小中学校)	14
	(9) 都市経営部	15
	(10) 公平委員会事務局	17
	(11) 監査委員事務局	17
	(12) こども未来部	18
	(13) こども未来部(こども園)	19

※令和3年(2021年)10月、11月、12月に実施した定期監査の結果についてとりまとめたものです。

1 監査の種類

豊中市監査基準に関する規程第4条第1項第1号の財務監査、同項第2号の行政監査及び同項第3号の財政援助団体等監査

2 監査の期間

令和3年（2021年）9月24日から同年12月23日まで

3 監査の対象

監査対象	重点対象課	監査委員監査実施日
総務部	デジタル戦略課、契約検査課	10月29日
健康医療部	保険給付課	10月29日
人権政策課	人権政策課、とよなか国際交流センター（指定管理者制度導入施設）、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（指定管理者制度導入施設）	10月29日
財政援助団体	公益財団法人とよなか国際交流協会	10月29日
財政援助団体	一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団	10月29日
財務部	財政課	11月30日
教育委員会	学校給食課	11月30日
教育委員会（小中学校）	新田小学校、箕輪小学校、北条小学校、寺内小学校、桜井谷東小学校、新田南小学校、第二中学校、第五中学校	11月30日
都市経営部	秘書課、広報戦略課	12月23日
公平委員会事務局	公平委員会事務局	12月23日
監査委員事務局	監査委員事務局	12月23日
こども未来部	子育て給付課、母子父子福祉センター（指定管理者制度導入施設）	12月23日
こども未来部（こども園）	ゆたかこども園、てらうちこども園、小曾根こども園、野田こども園、庄内こども園、庄内西こども園	12月23日

4 監査の着眼点

監査対象部局の所掌事務のうち、令和3年度（2021年度）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査を実施した。なお、当該年度の監査を実施する上で、必要性が生じた場合には、令和2年度（2020年度）以前についても対象とした。

5 監査の実施内容

監査は、豊中市監査基準に関する規程に準拠し実施した。

部長等関係職員から事務の執行状況について説明を受けるとともに、書類の閲覧、質問を行うなど、監査委員による監査を実施した。監査委員による監査に先立ち、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類、帳票等の通査や照合、実査などを行い、関係職員から説明を聴取するなど、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

6 監査の結果

監査の結果、次項以下に記載のとおり、是正又は改善を求めるものとして「イ. 指摘事項」、改善に向けて取り組まれるよう求めるものとして「ロ. 要望事項」、そのほか指摘・要望事項には至らないが、全部局に関連する内容として事務処理上留意すべき事項については「ハ. 留意事項」として決定した。

なお、「イ. 指摘事項」、「ロ. 要望事項」については、措置状況等の報告を求めるものである。

「ハ. 留意事項」については、その都度口頭で改善を求めたところである。

今回の監査結果も踏まえ、各部局において、法令等を遵守した事務執行がなされているか、改めて確認する等適正な事務の執行に努められたい。

(1) 総務部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆再委託金額の確認ができない場合の暴力団排除条例に係る誓約書提出の取扱いについて（契約検査課）

デジタル戦略課の再委託を承諾した委託契約において、再委託に付す委託金額が暴力団排除条例にかかる誓約書の添付が必要な500万円以上であるかどうかを確認できないものが有った。再委託金額の確認ができない場合の暴力団排除条例に係る誓約書提出の取扱いについて、所管課として様式等により明確にされるとともに、全庁的な周知を図られたい。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

該当なし

(2) 健康医療部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆豊中市すこやかプラザの附属施設である駐車場の使用許可について（母子保健課）

とよなかハートパレットにおいて、豊中市が専用使用する標記駐車場15台分（使用料無）のうち9台分の駐車場を、(社福)豊中市社会福祉協議会に無償貸与しているが、必要な手続きが行われていなかった。当該9台分の駐車場に係る権利の法的位置づけについて整理した上で、適切な手続きを講じられたい。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

⑦行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「福祉用具購入費」簿冊において、福祉用具購入者である被保険者に代わり指定居宅サービス事業者Aが「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」を提出しているが、指定居宅サービス事業者としての指定有効期間が切れている指

定書が添付されていた。なお、同事業者は引き続き指定の更新を行っており、現在も指定を受けている。(保険給付課)

(3) 人権政策課

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆指定管理者が購入した備品について（人権政策課）

指定管理者管理施設であるとよなか国際交流センターにかかる指定管理者（公益財団法人とよなか国際交流協会）との基本協定書では、指定管理者が指定管理料で購入した備品について、指定管理者にその備品が帰属するのか、施設設置者の市に帰属するのか不明確であるので、明確にされたい。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

◆情報通信備品等について（人権政策課）

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの備品については、視聴覚機器やインターネット通信設備の老朽化により、利用者の利便性が低い状況も見受けられる。今後、そうした情報通信備品等への利用者ニーズの高まりが想定されることから、情報通信備品等の整備に努め、さらなる利用者の満足度向上、貸室利用率の向上を図られたい。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

◆貸室利用料について（人権政策課）

とよなか国際交流センター及びとよなか男女共同参画推進センターすてっぷにおける貸室利用料については、施設目的と施設目的以外とで利用料金の設定が異なっているが、その具体の判断に際しての基準、細則等はなく、施設管理者である指定管理者の裁量にゆだねられているところである。利用者間の公平性、適正な受益者負担の観点から、判断に際しての基準、細則等の策定を検討されたい。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- ・とよなか男女共同参画推進センターすてっぷにおける指定管理者（一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団）との基本協定書に基づく業務仕様書の「施設（貸室）の利用に関する業務」において、「收受した使用料は、收受日の翌日から起算して、市が指定する金融機関に5営業日以内に払い込む。」とされているが、個人ロッカーに係る利用料については、月単位での払込みとなっていた。（とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ）

②支出事務に関する事項

- ・「支出負担行為何兼決定書」簿冊において、決裁日や負担行為日が記載されていないものがあつた。（人権政策課）

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

⑦行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの危害予防規程及び高圧ガス製造施設管理規程の改正等について」の起案文書に、部長の決裁印の押印漏れがあつた。（人権政策課）

(4) 公益財団法人とよなか国際交流協会【財政援助団体】

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆貸室の釣銭について（とよなか国際交流センター）

とよなか国際交流センター貸室の釣銭について、私金（公益財団法人とよなか国際交流協会の元理事の拠出金）を使用していた。釣銭についての私金の使用については、速やかに改善されたい。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

⑦行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・とよなか国際交流センターの会計伝票及び「職員永年保存」簿冊において、理事長印の押印漏れのものがあった。

(5) 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団【財政援助団体】

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

該当なし

(6) 財務部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆補助事業にかかる消費税仕入控除に関する全庁的な取扱いについて（財政課）

市の補助事業において、経費である消費税も補助対象となっている場合、補助金を交付された事業者は、補助金を受けた経費の消費税も課税仕入れとして支払った消費税として控除できるため、市が補助対象経費として支払った消費税額分が、事業者の利益になっているケースが考えられる。国や府等では、当該課税仕入れ額相当額を事業者から返還させる等の取扱いを補助金要綱等に定めているところであり、こうした取扱いをも参考に、市の補助事業にかかる消費税仕入控除に関する取扱いについて全庁統一的な対応を図られたい。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

⑦行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「除排雪に要する経費の実態調査について伺」の起案文書において、決裁区分で部長専決としているにもかかわらず、部長の決裁を得ずに施行していた。(財政課)

(7) 教育委員会

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆学校給食費の徴収事務について（教育総務課）

市長の権限に属する事務について、「豊中市学校給食費徴収規則」では、学校給食費の徴収に関する事務は、教育委員会事務局長及び教育委員会事務局学校給食課に所属する職員に補助執行させる（第6条）と規定されており、これに基づき事務を執行されているが、「教育委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則」では、教育委員会の所掌に係る収入に関する事務は、教育長に委任する（第3条第1号）と規定されており、両規則間の整合を図る必要があると思慮されるため、関係部局と協議し、対応を図られたい。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

◆自動販売機設置による歳入確保について（教育総務課）

教育委員会所管施設のうち、飲料自動販売機が設置されているのは、青年の家いぶき及び走井学校給食センターの2か所だけである。歳入確保の観点から、原田南学校給食センターなどその他の施設に自動販売機を設置できないか検討されたい。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

- ・「支出負担行為伺兼決定書（原田南C）」簿冊において、支出負担行為伺兼決定書に決裁日や負担行為日が記載されていないものがあった。（学校給食課）

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

⑦行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「豊中市中学校給食調理事業者選定委員会設置要綱」が市ホームページで公表されていなかった。(学校給食課)

(8) 教育委員会（小中学校）

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- ・「保護者負担費予算計画書・決算書」簿冊において、会計点検報告書（令和3年7月30日中間しめきり）の5年積立金の残額を882,000円と記載するところ、誤って0円と記載されていた。（箕輪小学校）

②支出事務に関する事項

- ・支出負担行為併決定書に決裁日や負担行為日が記載されていないものがあった。
(桜井谷東小学校、寺内小学校)

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

- ・タクシーチケット受払簿で、書損分として処理されているタクシーチケットが残されていなかった。（新田小学校）

⑤物品管理事務に関する事項

- ・薬品使用台帳の使用者欄及び管理責任者欄に押印や署名漏れのものがあった。
(桜井谷東小学校)

⑥職員の給与・手当等に関する事項

- ・「認定関係書類（住居手当）」簿冊において、住居届に任命権者や所属長の押印漏れのものがあった。（寺内小学校）

⑦行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・学校薬剤師執務記録簿（学校医執務記録簿）の校長欄に署名漏れのものがあった。
(桜井谷東小学校、新田南小学校、第二中学校)
- ・プール日誌の校長及び主担者検印欄に押印漏れのものがあった。（第二中学校）

(9) 都市経営部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆徴収事務委託にかかる徴収委託証明書について（秘書課）

豊中市制施行85周年記念コンサート入場券売払代金の徴収事務委託（地方自治法施行令第158条第1項）に関し、告示手続（同施行令第158条第2項）はされていたが、当該委託事務を行うときに、受託者が携帯し関係者の請求があるときは提示することとされている市長の発行する徴収委託証明書（豊中市財務規則第33条第5項）を受託者に交付する手続がなされていなかった。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- ・新千里出張所において、4月26日に販売し市口座へ入金済の豊中市市街地図販売収入1件200円の調定未済があった。（広報戦略課）

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

⑦行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「規則・要綱等制定改廃」簿冊において、起案文書に決裁日の誤記や施行日が記載されていないものがあった。（秘書課）

- ・ 4月1日の起案文書において、前年度在籍の係長の印が押印されているものがあった。（広報戦略課）

(10) 公平委員会事務局

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

該当なし

(11) 監査委員事務局

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

該当なし

(12) こども未来部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

・調定決議書等において、決裁日が記載されていないものがあつた。（子育て給付課）

② 支出事務に関する事項

・養育費保証促進補助金関係綴等において、起案文書に、決裁日や施行日が記載されていないものがあつた。（子育て給付課）

③ 契約事務に関する事項

該当なし

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

⑦ 行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

(13) こども未来部（こども園）

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- ・領収書（スポーツ振興センター災害給付掛金保護者負担金）の書損分について、原本及び控えのうち原本が破棄されていた。（庄内こども園）

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

⑦行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし